

使用水量の認定及び軽減、免除に関する取扱要領

この要領は、大田市給水条例（平成17年大田市条例第216号。以下「条例」という。）第26条に規定する使用水量の認定並びに条例第29条及び大田市給水条例施行規則（平成17年大田市規則第199号。以下「規則」という。）第10条に規定する料金等の軽減又は免除について必要な事項を定めるものである。

第1条 用語の定義

この要領の用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 計量水量

検針定例日のメーター検針により計量して当該期の水量をいう。

(2) 漏水

メーターから給水栓（受水槽のボールタップ不良による溢水を含む。）までの給水装置損傷により流失した水道水をいう。

(3) 推定使用水量

積雪、荷積み、埋没等により使用水量が計量できなかった場合、又は漏水がなかったと仮定したときに、当該給水装置の所有者、使用者、又は管理人（以下「水道使用者等」という。）が実際に使用したと推定される水量をいう。

(4) 推定漏水量

計量水量から推定使用水量を除いた水量をいう。

(5) 漏水負担水量

推定漏水量のうち水道使用者等が負担する水量をいう。

(6) 認定使用水量

この要領に基づいて算定した水量で、当該期における水道料金として請求する水量をいう。

第2条 使用水量の認定の対象となる理由

1. 条例第26条第1号の「メーターに異常があったとき」とは、不進行、遅行その他の故

障により使用水量が不明なものをいう。

2. 条例第26条第2号の「使用水量が不明のとき」とは、積雪、荷積み、埋没並びに、漏水等により使用水量が計量できなかったときをいう。

第3条 使用水量の認定の算定方法

1. 推定使用水量は、次に定めたいずれかの方法により算定する。
 - (1) 過去6ヶ月の使用水量を平均した水量。
 - (2) 前年同月の使用実績。
 - (3) 大田市給水条例第24条に定める基本料金に係る水量。
2. 積雪、荷積み、埋没等により使用水量が計量できなかった場合の認定使用水量は、推定使用水量とし、計量可能になった時点で調整または精算する。

第4条 水道料金の軽減又は免除の範囲

1. 条例第29条の軽減の対象となるものは、次に定めたとおりとする。
 - (1) 水道使用者等が発見することが困難である地下埋設部分、壁内、又は床下等からの漏水。
 - (2) 受水槽のボールタップ不良による溢水。
 - (3) 公衆浴場法第1条第2項の規定により、都道府県知事の許可を得た「浴場業」として営む「公衆浴場」の水道料金。
 - (4) 凍結により漏水したと認めた場合。
 - (5) 前4号に類するもので市長がやむを得ない特別な理由があると認めた漏水。
2. 条例第29条の免除の対象となるものは、次に定めたとおりとする。
 - (1) 災害等の場合。(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める災害をいう。)
 - (2) 消火用に使用した水量。
 - (3) 職員の指示により濁水を放水した水量。
 - (4) 前3号に類するもので市長がやむを得ない特別な理由があると認めた場合。

第5条 水道料金の軽減の適用除外

前条第1項第4号に規定する場合を除き、給水装置内で生じた漏水で、次に定めた一に該当するときは、軽減を行わない。

- (1) 水道使用者等が漏水箇所を地表で確認できる場合の漏水。
- (2) 水道使用者等が漏水の修理を故意に拒んだ場合、又は正当な理由なしに修理を延期した場合の漏水。
- (3) 条例第9条に規定する給水装置等工事施行基準に基づかない工事不良による漏水。
- (4) 水道使用者等の管理上の責めに帰す漏水。
- (5) 漏水箇所の修理が完了していない場合。
- (6) 漏水箇所の修理完了の日から、(同一給水装置内で) 1年以内に発生した漏水。

第6条 水道料金の減額の算定方法

1. 推定使用水量は、次に定めた方法により算定する。
 - (1) 過去6ヶ月の使用水量を平均した水量。
 - (2) 前号により算定できないときは、前年同月の使用実績、又は漏水修理後における一定期間の使用実績等により算定することができる。
2. 漏水負担水量は、次に定めた方法により算定する。
 - (1) 水道使用者等が発見することが困難である地下埋設部分、壁内、又は床下等からの漏水。
推定漏水量の1/2を控除した水量。
 - (2) 受水槽のボールタップ不良による溢水。
前号に準じ算定した水量。
 - (3) 市長がやむを得ない特別の理由があると認めた漏水。
第1号に準じ算定した水量。
3. 認定使用水量は、推定使用水量に漏水負担水量を加えた水量、又は計量水量から免除水量を除いた水量とする。

第7条 端数計算

この要領において算定する水量が1 m³未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

第8条 水道料金の軽減又は免除の手続き

1. 水道料金の軽減又は免除を受けようとする者は、原則として漏水箇所の修理完了等の日から3か月以内に、上下水道料金減免申請書（様式第23号）により市長に提出しなければならない。
2. 市長は、前項の規定による軽減又は免除申請があった場合は、水道料金を軽減又は免除を決定したときは、水道料金等軽減・免除決定通知書（様式第24号）により、軽減又は免除を却下したときは、水道料金等軽減・免除却下決定通知書（様式第25号）により、当該申請者に通知しなければならない。

附則 この要領は、平成17年10月1日から適用する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から適用する。